

会員規程 賛助会員に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会員規程第12条の規定に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定める。

(賛助会員の期間)

第2条 賛助会員の期間は、一事業年度とする。ただし、事業年度終了の60日前まで賛助会員から当法人に対して書面で賛助会員の更新をしない旨の通知をしない限り、賛助会員の期間は自動的に一事業年度更新されるものとし、以後も同様とする。

(賛助会員メリット)

第3条 当法人は賛助会員に対して、次の事項を提供する。

- (1) 強化事業の実施に関する情報を中心とするメールマガジンの発信
- (2) 当協会主催大会及び当協会が選手を派遣した国際大会の速報の配信
- (3) 賛助会員総会を開催し、賛助会員と当法人正会員及び役員等との意見交換の場を設ける

附則 [平成30年3月10日制定]

この規程は、平成30年4月1日から施行する。